

一般社団法人サリシェ会員規約（案）

（目的）

第1条 本会員規約（以下、「規約」とする。）は、一般社団法人サリシェ（以下、「当法人」とする）の定款の定めによる会費を定めるとともに、入退会及び会員の権利義務等、当法人の運営並びに会員活動の基本的事項を定めるものである。

（名称）

第2条 当法人は、一般社団法人サリシェと称する。

（種別）

第3条 当法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員：当法人の目的に賛同して入会の申し込みをし、理事に入会を承認された団体または個人
- (2) 賛助会員：当法人の目的に賛同し、当法人の事業を支援するために入会申し込みをし、理事に入会を承認された団体または個人
- (3) 学生会員：当法人の目的に賛同して入会の申し込みをし、理事に入会を承認された大学院修士課程、大学学部、短期大学及び専門学校、高等学校等これに準ずる学生

（入会）

第4条 当法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申し込み書（様式1）を代表理事宛に提出しなければならない。

2 代表理事は、前項の申し出があったときは、各理事と協議し第5条の定めに従い、入会の承認・不承認を決定し、これを入会申込者に対し通知する。

（会員資格基準）

第5条 当法人の会員になろうとする者から第4条の申し込みがあったとき、理事は、以下のいずれかの項目に該当する場合、入会を承認しないことがある。

- (1) 当法人の趣旨に賛同していない。
- (2) 過去に本規約違反またはその他規約に違反したことを理由として除名または退会処分を受けたことがある。
- (3) 第4条の入会申込書の記載事項に、虚偽記載、誤記または記入漏れがあるとき。
- (4) 会員になろうとするものの事業または商品が法令に違反するとき、又は著しく社会規範に反するとき、また、その恐れがあると理事が判断したとき。
- (5) その他当法人が不適切と判断したとき

（会費）

第6条 正会員、賛助会員、学生会員の年会費は次の通りとする。

- (1) 正会員 年会費 個人 12,000円／一口、団体 24,000円／一口

- (2) 賛助会員 年会費 個人 6,000 円／一口，団体 12,000 円／一口
 - (3) 学生会員 年会費 なし
- 2 第4条第2項により代表理事から入会を承認され，通知を受けた後，速やかに入会した年度の会費を納入しなければならない。
- 3 会員は，会費を納入せず，督促後なお会費を1年以上納入しないとき，会員資格を喪失するものとする。この場合において，滞納した年会費の納入義務は免れない。
- 4 年会費は，入会月に応じて月割納付できるものとする。なお，納付された年会費は事業年度途中の退会・除名であっても返還しないものとする。

(会員の権利)

第7条 会員は次の権利を有する。

正会員

- (1) 当法人の総会に出席し，議決権1行使することができる。
- (2) 当法人に対し，事業提案を発議できる。
- (3) 当法人の事業運営に参加することができる。

2 賛助会員

- (1) 当法人の総会に出席することができる。
- (2) 当法人の事業運営に参加することができる。

3 学生会員

- (1) 当法人の総会に出席することができる。
- (2) 当法人の事業運営に参加することができる。

(会員の義務)

第8条 会員は次の義務を負う。

- (1) 当法人定款並びにその他規則及び議決に従う
- (2) 当法人の会費等を納入する。
- (3) 会員拡大に努める。
- (4) 当法人の会員が新たに実施する事業が当法人の事業と類似する場合，もしくは当法人の名称を使用して事業を行う場合は，当該会員はただちにその報告を事務局に行うこと。
- (5) 会員の登録事項に変更が生じたときは，登録事項変更届（様式#）を代表理事に提出すること。

(退会)

第9条 会員が当法人所定の様式により届け出ることにより，任意に退会することができる。ただし，1ヶ月以上前に当法人に対して提出するものとする。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは，社員総会において特別議決により，当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款またはその他規則に違反し催促を受けても改善しないとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ，または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第 11 条 会員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または解散したとき。
- (4) 1 年以上会費を滞納したとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第 12 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

正会員については、一般法人法の社員としての地位も失う。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第 13 条 当法人は、会員の氏名または名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

(事務所)

第 14 条 当法人は、主たる事務所を鹿児島県鹿児島市に置く。

(事業年度)

第 15 条 当法人の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(会員規約の追加・変更)

第 16 条 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、理事の協議により定まる。

2 当法人は、理事の協議により、本規約の全部または一部を変更することができ、かつ総会において出席正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を得て変更できる。

(個人及び機密情報の保護)

第 17 条 当法人は、業務上知り得た個人及び機密情報の保護に万全を期すものとする。

以上、一般社団法人サリシェの総ての会員に本規約を配付する。

附 則

本規定は、令和 6 年 月 日から施行する。